



VOL.61

トクちゃん新聞

2-3月号

3/4から、今年も
やっぱり花粉症



平成24年3月8日
徳野会計事務所

〒530-0041
大阪市北区天神橋2-3-8
MF南森町ビル3階

TEL:06-6809-2205

FAX:06-6809-2206

URL: <http://www.ft-tax.com/>

● Toka!!

担当: 徳野



Toka!! ってご存知でしょうか。貨幣が使われるようになり、「物やサービスを**お金**で買う、売る」ということになりましたが、原点は、物と物との交換「物々交換」。Toka!!とは、お金を介在させない「**サービスの等価交換**」を目的としたマッチング手法です。

Toka!!を行うToka!!会では、参加者がそれぞれ、**欲しいサービスと提供できるサービスを発表**して、他の人がそれに興味を持てば個別面談をするという形をとります。このToka!!会のメリットは、次の点。

- ① 自分が提供できるサービス・商品・情報 のたな卸しができる(仕事・趣味問わず)
- ② 自分が欲しいサービス・商品・情報 のたな卸しができる(仕事・趣味問わず)
- ③ サービス・商品を試していただくことが出来れば、結果的にお客様になっていただくチャンスが増える



徳野も昨年参加してみまして、その面白さ、可能性を実感。今年2月に開催ノウハウを勉強しましてToka!!会を開催できる資格「**国際Toka協会認定 Tokaオーナー**」を取得しました。

そこで、早速、**3月28日に北新地でToka!!会を開催**することといたしました。実際にご参加いただかないとわかりにくいかも知れません。ご興味ある方はまずは徳野まで、お問い合わせください。

◆ 税務情報 4月からの改正

担当: 福田



昨年11月に可決成立した「平成23年度税制改正」と「東日本大震災復興財源確保の特別措置法(略)」のうち**平成24年4月1日以後適用**されるもののうち**主なもの5つ**をご案内します。(平成23年12月号で内容一部掲載)

- ・法人税実効税率 約5%※1引き下げ 平成24年4月1日以後開始事業年度より
- ・復興特別法人税 による実効税率 約2.4%※2引き上げ (3年間) 平成24年4月1日以後開始事業年度より
- ・中小法人の欠損金繰越期間が7年から9年に延長 平成24年4月1日以後開始事業年度より
- ・平成24年4月1日以後取得する減価償却資産の定率法 償却限度額引き下げ (定額法償却費の2.5倍から2倍に縮減)
- ・消費税課税売上が5億円超の事業者について課税仕入税額95%ルールの適用除外 平成24年4月1日以後開始事業年度より

※1 法人税率は30%→25.5% (中小法人年800万円以下の所得に対する法人税率は18%→15%) ※2 法人税額の10%相当額



◆ 「スピード」と「正確さ」どちらを求められているか見極めよう

担当: 杉山



経理は職業柄、完璧主義に陥って報告が遅れがちです。生真面目な職業病ではありますが、悪く言えば保身の表れでもあります。

デキる担当者は

- ・会社のかじ取りに**必要な情報を社長に伝える**
- ・銀行交渉の際、**社長の語るプランを数字で裏付ける**
- ・社員に対して**利益を生む働き方を示唆する**

など重要な役割を担っています。また、デキる担当者は、会社から要求されることには2種類あることを知っておかなければいけません。それは

①スピードを要することと②正確さを要することの2種類です。

各種の資料(試算表とか)で提出が遅い会社は上記に当てはめてみてどちらに該当するのか等の選別を役員・経理間で詰められては如何ですか?大幅に改善されて資料の提出が早くなるかもしれませんよ!

【今回のチェックポイント】

回答を求められた時は、それが「スピード」と「正確さ」どちらを求められているか見極めましょう。もし分からなければ、「この回答は、大ざっぱでも早く必要ですか?それとも少し時間をかけてでも正確さを重視しますか?」と依頼者に尋ねればよいでしょう。

(参考図書:企業実務 24年1月号)



◆税務スケジュール(3月)

3月	申告・納税	その他
12(月)	・2月分の源泉所得税・住民税の納付	
15(木)	・所得税の確定申告・納税 ・住民税の確定申告・納税 ・贈与税確定申告・納税	・個人の青色申告の承認申請 ・青色専従者給与の関する届出書 他
4/2(月)	・個人の消費税の確定申告・納税 ・法人税・消費税の確定申告・納税(1月決算) ・法人税・消費税の予定申告・納税(7月決算) ・消費税の3ヶ月ごとの中間申告(4月・10月決算)	

※ 法人については、末日決算会社の場合の期限です。

確定申告

ご協力ありがとうございました

所得税及び個人の消費税の振替日(振替納税)は以下の通りです。

所得税 4月20日(金)

消費税 4月25日(水)

ご準備をお願いいたします。



担当: 岡村

◆「前年度仕訳日記帳」(弥生会計)

担当: 岡村

決算終了後、前年の仕訳を確認したい時は、「事業所データ」の「年度切替」で前期のデータを確認できますが、いちいち切り替えるのは面倒ですし、前期のデータを入れ替えてしまう可能性があります。この場合、年度切替をせずに前期の仕訳を確認できることをご存知ですか？

「帳簿・伝票」→「前年度仕訳日記帳」をクリックして前年度仕訳日記帳を表示すると年度切替をしなくても仕訳の参照ができます。

「検索」絞り込み」もできますし、一番便利なのが前年度仕訳日記帳より今期への仕訳コピーです。

「前年度仕訳日記帳」では、前期データの修正や削除はできませんので、前期データを入れ替える心配もありません。

すごく便利な機能ですが、ご存じでない方が多いようです。ぜひご確認ください！！



◆払い過ぎた所得税が戻ってくる！

担当: 池田

平成23年分の確定申告期限は平成24年3月15日ですが、22年分以前の申告について医療費控除や住宅ローン控除の受け忘れ、計算間違い等により、納める税金が多過ぎたり還付される税金が少な過ぎた場合には、その年分の確定申告をしているかどうかによって次のような申告、手続きにより、それぞれの該当年分の所得税の還付を受けることができます。

●還付申告書を提出する

一般的にはサラリーマンの方が該当すると思いますが、確定申告をしていない、かつ、税額が還付になる場合には還付申告書を提出することにより納め過ぎの所得税が還付されます。還付申告ができるのは、その年の翌年の1月1日から5年間です。

平成18年分は平成23年12月31日で期限切れですが平成19年分は平成24年12月31日期限となり19年分以降は還付申告ができます。

●更正の請求手続きをする

既にその年分の確定申告書を提出している場合等で、還付を受けるときは更正の請求の手続きを行います。更正の請求ができるのは平成22年分は法定申告期限から1年以内(平成24年3月15日まで)、平成23年分以降は法定申告期限から5年以内となります。また上記還付申告書を法定申告期限後に

提出している場合で、その提出が平成23年12月1日以前ならその提出日から1年以内、平成23年12月2日以後なら5年以内となります。

●更正の申出手続きをする

既にその年分の確定申告書を提出している場合等で更正の請求の期限が過ぎて還付を受けるときは更正の申出手続きを行います。更正の申出ができるのは法定申告期限から3年以内で平成20年分については平成24年3月16日が期限となります。上記還付申告書を法定申告期限後に提出している場合はその提出した日から3年以内が提出期限となります。又更正の申立は還付申告、更正の請求と異なり申立の通りに還付等されない場合であっても、不服申立てをすることはできません。

還付申告等をご検討されている場合は申告内容等により取扱等が難しい場合がございますので弊社又は担当者にご確認ご相談ください。

◆スタッフより

春を告げるお客様

2月になると、毎年庭に小鳥のめじろがかわいい姿を見せてくれます。

多くはツガイでやってきて、木の枝に子供が刺したみかんを仲よくつつきます。(なかなか味にはうるさく、甘いみかんでないとつつきません。八潮などスツパイのはつつかないですよ。) その様子はかわいらしく、ほほえましく、ほのぼの気分にくれます。今年はなかなか現れずどうしたのかと思っていましたが先日やってきました。もうすぐ春なんですね。

ちなみに、「目白押し」の語源は冬にめじろが木に押合うように群れてとまる習性から来ているそうです。ご存知でしたか？語源っておもしろいですね。



担当: 徳野久美



◆税務クイズ

担当: 赤松

1. 所得税の申告の記載内容を入力して送信する電子申告の利用により、第三者作成書類と呼ばれる「医療費の領収書」や、「源泉徴収票」などの添付を省略することができるという制度があります。この場合の書類の保存期間は原則何年？

A. 3年 B. 5年 C. 7年

2. 「誤謬」読み方は？

A. ごびゅう B. ごしょく C. ごにん

1. B. 5年

原則として法定申告期限から5年間、必要に応じて税務署等から提示や提出を求められたら応じなければなりませんので、その間は破棄できません。※平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する所得税については、原則として3年間です。平成23年分からは特定震災指定寄附金特別控除の証明書なども保存書類に追加されています。

2. A. ごびゅう

「誤謬」とは、ミス、誤りという意味です。「財務諸表における誤謬」とは、その誤りが意図的だったのか、うっかり間違えたのかに関わらず、財務諸表を作成するときの次のような誤りをいいます。①「財務諸表の基礎となるデータの収集または処理上の誤り、②事実の見落としや誤解から生じる会計上の見積りの誤り、③会計方針の適用の誤りまたは表示方法の誤り」(過年度遡及会計基準4項(8))